

# 住基ネット裁判が すべて終わりました 《報告集会》

3月19日(土)  
19時~21時

講師：  
清水勉さん  
(弁護士)

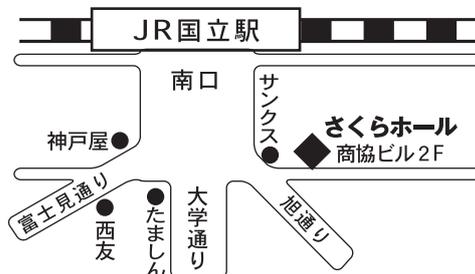


お話：  
関口前市長、上原元市長  
住基ネット裁判弁護団

昨年12月、最高裁は原告の上告を認めず、  
住基ネット不接続40万裁判、再接続3400万裁判は  
元・前市長の完全勝訴が決まりました。  
くにたち住基ネット裁判は全て終わりました。  
では、住基ネットとは、いったい何だったのでしょうか。  
住民のための行政を認めた高裁判決について  
プライバシーや個人情報にくわしい清水弁護士に  
語っていただきます。

会場：  
さくらホール  
(商協ビル2F)  
資料代：500円

住基ネットも共通番号もいらない！くにたちの会  
問合せ：042-575-2208(館野)



# 住基ネット切断費用40万円裁判

## 住民のための行政を認めた 真っ当な判決

2002年から9年間の住基ネット一時切断は、多くの市民の要望と不安な気持ちを受け入れた結果でした。国立市(佐藤市長)は、2011年、関口前市長個人に住基ネット切断にかかわる費用の約40万円を支払わせる裁判を起こしましたが、2014年2月26日、東京高裁は「国立市の請求を棄却する」判決を出しました。鈴木健太裁判長は、これらの費用40万円は、住民の利便を図るためであったと判断したからです。国の法律や制度と相入れないことがあっても、地方自治体は住民のためを思って行政を行うことを認めた画期的な判決でした。佐藤市長は上告をあきらめ、この判決が確定しました。

# 住基ネット再接続費用3400万円裁判

## 住基ネット不接続で 損害のなかった国立市

続いて、2012年の住基ネット再接続費用は上原元市長と関口前市長に支払わせろという訴訟に、東京地裁はNOの判断を下しました。任期中の政策判断について、やめた首長に賠償請求が生じたら、首長は改革などできませんし、こわくて首長のなり手がなくなります。谷口豊裁判長は「不接続で支出しなくて済んだ額は、再接続費用より大きい。だから国立市に損害はなかった」と判断、原告の訴えを退けました。東京高裁もこの判決を支持、原告らは上告しましたが最高裁はこれを受け付けず、勝訴が確定しました。



「切断の利益が認められた」と話す関口博氏(左)と上原公子氏(右)＝千代田区で

判決後、電が関の司法記者クラブで記者会見した上原氏は「住基ネットから切断した方が財政上有利だと認められた」と判決内容を評価した。両

ト訴訟  
住基ネット  
訴訟  
「離脱中の利得で相殺」  
住基基本台帳ネット  
ワークをめぐり、国立市が再接続のため三千万四百万円の損害をこうむったとして、住民三人が市に対して、上原公子元市長と関口博前市長に損害賠償請求をするよう求めた訴訟の判決が十六日に東京地裁であり、谷口豊裁判長は「損害は、離脱中の財政的な利得で相殺されている」として住民の請求を棄却した。  
判決後、電が関の司法記者クラブで記者会見した上原氏は「住基ネットから切断した方が財政上有利だと認められた」と判決内容を評価した。両

氏側は「住基ネットと接続していれば、機器の賃借料や補修費が必要になった」と主張している。  
国立市の住基ネット離脱をめぐっては、離脱に伴う住民サービス費用などの支出額を関口氏に損害賠償請求する住民訴訟で、一年に住民側が勝訴。判決確定を受けて市が起した訴訟では、控訴審で市側の支払い請求が棄却され、関口氏の逆転勝訴が確定している。(林朋美)

## 《支えてくださった皆様へ》

上原公子

裁判を続けるのは、思いのほか心身ともに大変なことです。裁判を乗り越え勝利できたのは、弁護団の頑張りと言うまでもありませんが、様々な形で途切れないエールを送ってくださった方々の力です。支えてくださったすべての皆様に、心から感謝いたします。

## 住基ネット裁判を支えて下さった皆様へ

関口 博

2009年（平成21年）12月28日、当時市長であった関口に対して、住基ネット切断による損害賠償を求める住民訴訟が始まりました。市長退職後も引き続き2件の裁判を抱えることになりました。最終的には、6年の歳月をかけて2015年（平成27年）12月15日の最高裁決定によって、全ての住基ネット裁判に勝訴することができました。これは、全て裁判の勝利を信じて支えて下さった皆様のお陰と感謝しています。

市長時代に公約を実現したことを捉えて、1市民に戻ってからその責任を問われるのは、時間的にも、経済的にも大変厳しいものがありました。そのような中、もっとも励まされた言葉は、「私たち市民が市長を選んだのだから、市長1人に責任を負わせるわけにはいかない。市民の責任としてこの裁判を捉え考えるべきだ」という趣旨の発言でした。そして、そのことは、風化しそうになる市民への関心喚起の為のチラシ配りや情宣、市民集会等あらゆる形で実現して下さいました。さらに、住民訴訟いわゆる40万円裁判といわれる裁判で、敗訴（後日勝訴）した時は、市民の皆さんの呼びかけで私の財産差し押さえを食い止めるために、供託金を短期間で集めて下さり、私の負担を担って下さったことは、感謝に堪えません。

国の方針に逆らう者を押さえ、地方自治体は国の下部組織とする全体主義的な主張が多くなる中で、住民自治、地方自治が国立の中で守られ、示されたことは、全国で闘っている人々にとっても、勇気を与えたことでしょう。

私は、これからも、一人ひとりの命とその尊厳を守るために、力を尽くしてまいりたいと思います。6年間という長い年月支えて下さった皆様、本当にありがとうございました。

まずは、書面を持ってお礼を申し上げ、改めて集会にて感謝の意を述べさせていただきたいと思いますので、是非、集会にご参加くださいますようお願い申し上げます。 感謝